

山形市自律型人材育成方針策定業務 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

昨今の社会情勢はめまぐるしく変化しており、少子高齢化、個人の価値観の多様化、大規模災害や感染症などの新たなリスク、デジタル社会の進展等により、行政経営においても従来の枠組みにとらわれない柔軟かつ戦略的な対応が求められるようになっている。

このような状況の中で、より質の高い行政サービスを維持・向上していくためには、限られた人員のもと、職員一人ひとりが最大限の力を発揮することができる組織づくりが不可欠である。チャレンジ精神を持ち続け、変化する状況に即応し、柔軟で迅速な意思決定を通じて、市民目線で積極的に課題解決に取り組み、行政経営のビジョンや組織目標の達成に向け、自ら考え行動する自律型人材を育成するための方針策定を行う。

これらを踏まえ、山形市自律型人材育成方針策定業務委託の実施に当たっては、価格のみではなく、事業者の業務実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を総合的に評価して最も適切な事業者を選定する必要があることから、公募型プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者（以下「優先交渉権者」という。）及び優先交渉権者の次に契約の相手方となる候補者（以下「次点者」という。）（以下これらを「優先交渉権者等」という。）を選定するものとする。

2 業務の概要

(1) 業務名

山形市自律型人材育成方針策定業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務内容

別紙「山形市自律型人材育成方針策定業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。
ただし、契約時における仕様書は、優先交渉権者として選考された事業者の企画提案内容に応じて、仕様を変更する場合がある。

(3) 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日までとする。

(4) 業務規模（提案上限額）

6,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

3 提案を求めるもの（審査対象等）

(1) 審査対象

自律型人材育成方針は、市が次年度に策定を予定している行動計画を見据えた上で策定するため、自律型人材育成方針策定に関する事項（A）に加え、行動計画策定に関する事項（B）を審査対象として、提案を求める。

自律型人材育成方針策定に関する事項（A）	・本市の人事関連制度に関する調査分析 ・本市の現状や課題を踏まえた先進事例の調査、整理 ・自律型人材育成に係る方針案の内容（基本的考え方等）、スケジュール及び実施体制
----------------------	---

行動計画策定に関する事項 (B)	・行動計画の内容（基本的な考え方、目標値及び取組方針等）、スケジュール、実施体制及び概算事業費
---------------------	---

(2) 提案に求める条件

- ・実施体制及び事業スケジュールは無理のない内容とすること。
- ・関連法令及び市の条例、計画等を遵守した内容とすること。
- ・宗教活動や政治活動を目的とした内容でないこと。

4 スケジュール

内 容	日 程
(1) 公募開始	令和7年6月16日（月）
(2) 実施要領及び仕様書に関する質問の受付期間	令和7年6月23日（月）午後5時まで
(3) 質問に対する回答	令和7年6月27日（金）
(4) 参加申込受付期限（※）	令和7年7月 4日（金）午後5時まで
(5) 参加要件適格確認結果	令和7年7月11日（金）
(6) 企画提案書の提出期限（※）	令和7年7月18日（金）午後5時まで
(7) プレゼンテーション審査	令和7年7月28日（月）
(8) 審査結果通知	令和7年7月下旬

※窓口で提案書等の提出ができる日時は、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除いた日の午前9時から午後5時までとする。

5 事務局

山形市総務部 職員課 人事係

〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号

電話：023-641-1212 内線 261 FAX:023-624-8406

e-mail：syokuin@city.yamagata-yamagata.lg.jp

6 参加者の資格要件

(1) 参加要件

本プロポーザルに参加する者は本業務に参画する意欲があり、企画提案書提出時において次の要件を全て満たすこと。

ア 山形市契約規則（昭和39年市規則第18号）第25条第2項に規定する競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては、本市の指名停止期間中でないこと。企画提案書の提出時において、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者も企画提案書を提出することができるが、本業務に係る委託契約を締結するまでの間に登載されるようにすること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てが行われたものでないこと。

- エ 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく精算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- オ 山形市暴力団排除条例（平成23年市条例第25号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- カ 税の滞納がないこと。

(2) 共同提案で参加する場合

- ア 複数の事業者が共同で本プロポーザルに参加しようとする場合は、代表事業者及び代表事業者以外の事業者（以下「共同事業者」という。）は上記6(1)アからカまでの要件を全て満たしていること。
- イ 共同提案で参加する者は単独で参加し、又は他の共同提案に参加することはできない。
- ウ 代表事業者は、本プロポーザルに参加するに当たっての全体の意思決定、業務遂行の責任を負うこと。

7 実施要領及び仕様書に関する質問

(1) 受付期間

令和7年6月16日（月）から令和7年6月23日（月）午後5時まで

(2) 質問方法

質問書（様式第1号）を「5 事務局」あて、電子メールにより提出すること。なお、件名は「【質問】山形市自律型人材育成方針策定業務」とすること。

(3) 回答方法

質問への回答は、令和7年6月27日（金）までに市公式ホームページに掲載し、個別に回答しない。

ただし、質問又は回答の内容が公開することにより質問者の不利益となると判断したものについては、質問者のみに回答するものとする。

8 参加申込及び参加要件適格確認

(1) 申込期限

令和7年7月4日（金）午後5時まで（必着）

(2) 申込方法

下記(3)提出書類1部を「5 事務局」あて、郵送又は持参等により提出すること。

(3) 提出書類

ア 参加申込書（様式第2号）

※共同提案で参加する場合は、共同参加事業者構成表明書（様式第2号別紙）も併せて提出すること。

イ 誓約書（様式第3号）

ウ 秘密保持誓約書（様式第4号）

エ 会社概要書（様式第5号）

オ 業務実績書（様式第6号）

カ 直近3か月以内に発行された、法人税、消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書並びに市に本社又は支社がある者にあつては法人市民税及び固定資産税に未納がないことの証明書の原本

キ 事業内容の分かるパンフレット等

※ 共同提案で参加する場合は、イ～キは事業者ごとに作成して提出すること。

(4) 参加資格要件の適格性の確認及び結果通知

提出された書類をもとに参加資格要件の適格性の確認を行い、その結果を令和7年7月11日（金）までに、当該参加者あてメールにより通知する。また、プレゼンテーション審査に参加する者には、プレゼンテーション審査の時間、場所等の詳細について併せて通知する。

参加資格要件の適格性の確認の結果、参加資格を有しない者については、本プロポーザルへの参加を認めない。

9 企画提案書等の提出

参加資格要件を満たすと認められた者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。

(1) 提出期限

令和7年7月18日（金）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

下記(3)提出書類を「5 事務局」あて、郵送又は持参により提出すること。

上記のほか、電子データをマイクロソフト Office 形式で「5 事務局」あて、電子メールにより提出すること。なお、件名は「【企画提案】山形市自律型人材育成方針策定業務」とすること。

(3) 提出書類

提案書類は、ファイル等で1部ずつファイリングした上で提出すること。

ア 企画提案提出書（様式第7号）

イ 企画提案書（様式第8号）

- ・ A3版横（片面）5枚以内にまとめ、左上をステープラ留めし、A4判に折りたたむこと。
- ・ 文字の大きさは原則として10.5ポイント以上（図表・注釈等で対応が困難なものを除く）とすること。
- ・ 市が企画提案内容を適正かつ効率的に評価できるよう難解な語句等に注釈や解説を加え、図表を用いる等、簡潔かつ明瞭で理解しやすい表現で記述すること。
- ・ 本市が求める業務内容のうち、実現不可能な項目については明記すること。また、実現不可能な項目について提供可能な代替案があれば明記すること。

ウ 経費見積書（様式第9号）

- ・ 見積金額は審査のために利用するものであり、契約金額とはならない。
- ・ 見積金額の内訳は詳細かつ具体的に記載すること。

(4) 提出部数

8部（正本1部、副本7部）

※副本は、審査の際に資料として使用するもので、参加者を特定することができる記載（商号・名称、住所、社章、商標、製品名、ブランド名、ロゴマーク等）を一切しないこと。提出の際は、記載内容を十分に確認すること。

10 優先交渉権者の選考に関する事項

(1) 審査委員会の設置

本業務の履行に最も適した契約の相手方となる契約候補者を厳正かつ公正に決定するため、山形市自律型人材育成方針策定業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、提出のあった企画提案書の内容を評価し、契約候補者を選定する。なお、議事内容は非公開とする。

(2) 公平性の確保

審査の公平性を確保するため、審査において、審査委員に対し参加者の商号・名称及びそれらが分かるブランド名、ロゴマーク等の一切を公開しないで匿名で評価を行う。

(3) プレゼンテーション審査

審査委員会において、提案内容をより理解し、公正に選定するため、企画提案書に係るプレゼンテーション審査を実施する。

ア 実施日時及び場所

令和7年7月28日（月） 山形市役所（山形市旅籠町二丁目3番25号）

イ 実施方法

- (ア) 参加することができる人数は3名以内とし、説明は原則当該業務の担当者が行うこと。
- (イ) 持ち時間は、30分以内（説明20分、質疑応答10分）とする。
- (ロ) 審査の順番は、法人名又は事業者名の五十音順とする。
- (ハ) 説明に際して、プロジェクター等の機器を用いることができる。なお、プロジェクター及びスクリーンについては、市が用意する（あらかじめ必要な機材を報告すること）。
- (ニ) 説明内容は、提出のあった「企画提案書」に基づくものとし、追加資料は認めない。
- (ホ) 他社のプレゼンテーションを傍聴することはできない。

(4) 審査項目及び評価基準

審査委員会において、別表「審査基準表」に基づき企画提案書の評価を行う。

(5) 選定方法

ア 各審査委員の評価点の合計得点が最も高い者を優先交渉権者として選定し、2番目に合計得点が高い者を次点者として選定する。

イ 合計得点の最も高い者が2者以上いるときは、別紙審査基準表の自律型人材育成方針策定に関する事項（A）の(3)の配点が高い者を上位とする。

ウ 各審査委員の配点の合計得点の6割を最低基準点とし、各審査委員の評価点の合計得点が最低基準点に満たない場合は、本プロポーザルに係る契約の候補者とししないものとする。

エ 企画提案をする者が1者のみの場合であっても審査を行う。その場合は、各審査委員の評価点の合計得点が最低基準点以上となった場合に限り、優先交渉権者として選定する。

(6) 審査結果の通知

優先交渉権者を決定したときは、全ての参加者に対して文書により当該結果を通知するものとする。

る。審査結果について異議を申し立てることはできない。

(7) 審査結果の公表

優先交渉権者を決定したときは、市公式ホームページに掲載する。電話、手紙等による審査結果に関する問い合わせには、一切応じない。

11 プロポーザル参加に際しての留意事項

(1) 失格事項

次に掲げる事項のいずれかに該当するものは失格とし、審査の対象としない。

ア 本実施要領に定める事項に違反したもの

イ 提出した書類に虚偽の記載のあるもの

ウ 見積金額に消費税及び地方消費税を加えた金額が提案上限額を超えるもの

エ 期間内に提出書類を提出しなかったもの

オ 審査会の委員に対し、本プロポーザルに係る業務に関して、直接間接を問わず接触を求めたものの又は接触したもの

カ 審査の公平性・公正性に影響を与える不誠実な行為をしたもの

キ その他本業務の遂行にふさわしくないと認められるもの

(2) 辞退

参加表明書の提出後に辞退する場合は、辞退届（別記様式第10号）を提出すること。

(3) 著作権・特許権等

ア 企画提案に関する提案書類の著作権等の取扱いについて、提案書類に含まれる著作物の著作権は提案者に帰属する。ただし、本業務の実施に当たり市が必要と認めるときは、当該参加者の同意を得た上で提案書類の全部又は一部を無償で使用するができるものとする。

イ 著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標特権その他日本国及び日本国以外の国の法令等に基づき保護される第三者の権利の対象となるものを企画提案に使用した結果生じた責任の一切は、当該参加者が負うものとする。

(4) 提出書類の変更の禁止

企画提案書等の提出期限後の修正、追加、差替及び再提出は認めない。ただし、市が補正を求める場合を除く。

(5) 複数提案の禁止

参加者は、複数の企画提案書の提出はできない。

(6) 使用言語及び単位

提出書類の作成に使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51条）に定める単位に限る。

(7) 返却等

提出された書類は、返却しない。

(8) 費用負担

企画提案書等の作成、提出及び本プロポーザルの参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。

(9) 情報公開

ア 提出書類は、山形市情報公開条例（平成9年市条例第39号）第6条の規定に基づく公開請求があった場合は、原則として公開の対象となる。ただし、公開により、その者の権利、競争上の地位、その利益を害すると認められる情報など、同条例第8条に規定する非公開情報（以下「非公開情報」という。）を除く。

イ 優先交渉権者の選定に影響が生ずるおそれのあるとして非公開の決定をした情報について、当該優先交渉権者の選定が終了した後に当該情報の公開請求があった場合は、当該情報は公開の対象となる。

(10) その他

ア 参加者は、参加表明書の提出をもって、実施要領の内容に同意したものとする。

イ 電子メール等の通信事故について、市はいかなる責任も負わない。

12 契約の締結

(1) 契約の締結方法

ア 市と優先交渉権者との間で本業務についての協議を行い、仕様の内容を確定させた上で見積書を徴し、随意契約の方法により契約を締結する。当該協議には、企画提案の主旨を逸脱しない範囲での企画提案内容の変更を含む。

イ 優先交渉権者との協議が不調となったと市が判断した場合は、当該優先交渉権者との協議を終了し、次点者と契約締結に向けて使用の内容について協議を開始するものとする。

(2) 契約保証金

契約の締結に際し、契約保証金の納付を要する。ただし、山形市契約規則第8条に該当する場合を除く。

(3) 委託料の支払方法

完了払いとする。

(4) 契約対象事業者

参加申込書（様式第2号）に記載した事業者とする。

(5) 秘密保持

提案者は、本プロポーザル及び本業務において知り得た情報について、第三者に漏らし、本プロポーザル及び本業務以外の目的に供し、又は無断で使用することは禁止する。

(6) 契約の解除

契約締結後であっても、本プロポーザルにおいて契約締結事業者が談合その他の不正行為に関わった事実が発覚した場合又は契約締結事業者の役員等が贈賄等で逮捕され社会的影響が大きいと本市が判断した場合は、契約を解除する場合がある。

別紙 審査基準表

審査項目	審査の視点	配点
自律型人材育成方針策定に関する事項（Ａ）		
(1) 現状把握と課題の整理	・本市の人事関連制度を把握し、課題を的確に捉えているか。	10 点
(2) 先進事例の調査・整理	・課題整理を踏まえた先進事例の調査内容が的確かつ取り入れやすい内容のものであるか。	10 点
(3) 自律型人材育成に係る方針案	・自律型人材育成に向けた基本的考え方が明確で分かりやすい内容となっているか。 ・見直しの視点及び方向性が妥当で、実行可能なものであるか。 ・今後の進め方について、計画性・実行性があり、本市の取り組みと整合性が取れているか。 ・本業務提案に関するメリット及びデメリットについて、客観的に説明されているか。	20 点
(4) 自律型人材育成方針策定のスケジュール及び実施体制	・自律型人材育成方針策定のスケジュール及び実施体制について、合理的で具体的なものとなっているか。	5 点
(5) 業務実績	・評価点＝同種業務実績 1 件につき 1 点加点 ※実績 5 点以上は一律 5 点	5 点
(6) 自律型人材育成方針策定の費用	・評価点＝配点（10 点）×（最低見積額÷当該提案者の見積額） ※小数点以下切捨て	10 点
小計		60 点
行動計画策定に関する事項（Ｂ）		
(1) 行動計画の内容（基本的な考え方、目標値及び取組方針等）	・取組内容が具体的で実現可能か。 ・目標値の設定方法及び取組方針が合理的で効果的か。 ・全体として整合性が取れており、実行性が高く、成果につながる計画となっているか。	20 点
(2) 行動計画策定のスケジュール及び実施体制	・行動計画策定のスケジュール及び実施体制について、合理的で具体的なものとなっているか。（制度内容の周知・定着のための研修等を含む）	10 点
(3) 行動計画策定の概算事業費	・行動計画策定に必要な事業費が妥当かつ根拠を持って示されているか。	10 点
小計		40 点
合計		100 点